

千葉市住宅供給公社広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、千葉市住宅供給公社（以下「公社」という。）の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 民間企業等との協働により公社の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「広告媒体」とは、公社の刊行物、公社の管理するホームページその他公社の財産で広告を掲載することが可能な媒体をいう。

(広告の募集)

第4条 広告の掲載に際し、広告媒体を所管する所属長は、あらかじめ次の事項を定めるものとする。

- (1) 広告掲載等を行う広告媒体の種類
 - (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
 - (3) 掲載料金
 - (4) 広告の募集方法
 - (5) 広告の選定方法
 - (6) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項
- 2 広告の募集は、当該広告を所管する所属長が前項各号に掲げる事項を記載した募集要項を定め行うものとする。

(広告の内容)

第5条 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると理事長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(審査機関)

第6条 広告の掲載の可否を審査するため、公社広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 常務理事
- (2) 事務局長
- (3) 次長

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、常務理事をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、事務局長をもって充て、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、広告の内容等に疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めるときに、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員会は、審議に必要があるときは、広告媒体を所管する関係職員に必要な資料を提出させ、又は委員会に出席させて説明を求めることができる。

6 次に掲げる広告を審査するときは、当該各号に掲げる者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

- (1) 公社の管理するホームページに掲載する広告 総務係長
- (2) 各所管において作成する広告物等に掲載する広告 担当係長
（庶務）

第8条 委員会の庶務は、総務係において処理する。

（補則）

第9条 この要綱の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。